

# イベント事業補助金の概要

**補助の概要** 商店街等や中小・小規模企業者などがイベント等を行う場合、費用の一部を補助します。

**補助対象経費** 会場設営費（会場借上料を含む。）、宣伝広告費、謝礼金（旅費を含む。）警備委託費、企画・運営に係る委託費（補助対象経費の3分の1以内）

## 1 売上向上を図るため、広く一般市民の参加を求めて行うイベント

**補助対象者** 事業協同組合、協同組合連合会  
企業組合、協業組合、酒造組合  
酒販組合、生活衛生同業組合、  
商店街連合会、商店街振興組合  
任意商店会

**補助金額** 補助対象経費の3分の1以内

**補助限度額** 30万円

## 2 地元の産品を活用し、広く一般市民の参加を求めて行う販売促進イベント

**補助対象者** 中小・小規模企業者  
（3者以上で構成されている団体のうち、1者以上が市内に事業所を有する団体に限る。）

**補助金額** 補助対象経費の3分の1以内

**補助限度額** 30万円

## 3 地域に定着し住民に親しまれるなど、継続のための支援が必要なイベント

**補助対象者** 商店街振興組合、任意商店会

**補助金額** 補助対象経費の2分の1以内

**補助限度額** 30万円

## 4 業界全般に有益な効果を及ぼす展示会・見本市等

**補助対象者** 事業協同組合、協同組合連合会  
企業組合、協業組合、酒造組合  
酒販組合、生活衛生同業組合

**補助金額** 補助対象経費の2分の1以内

**補助限度額** 100万円

※ 商店街等が主催するお日市や歩行者天国など、概ね10年以上継続されているイベントが対象です。

## 補助金交付までの流れ

※ 補助金の活用をお考えの方は、事前に商工課へご相談ください。

1

### 補助金の交付申請

事前に商工課へご相談のうえ、補助金交付申請書等の必要書類を市へ提出してください。内容に不備がなければ交付決定通知書を交付します。



2

### イベントの準備・実施



補助金の交付決定を受けてから、イベント等の準備・実施をしてください。

※ 必要な手続を経ずに、交付決定前に準備・実施したものは、補助の対象になりません。

3

### 補助金の額の確定・支払い



イベント等を開催し、代金の支払い終了後、実績報告書等の必要書類を市へ提出してください。書類を確認のうえ、補助金の額を確定し、お支払いをします。

